

V 処 遇 （ 老人福祉施設 ）

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他（助言）：A】

主 眼 項 目 項 目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
設備	○	○	○	必要な設備を有しているか。【目視】	養護基準第3条、第4条、第11条 特養基準第3条、第4条、第11条、第35条、第55条、第61条 軽費基準第3条、第4条、第10条 老人福祉施設指導監査指針	実地、関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・事前提出資料 ・平面図	必要な設備を設けること。 同上 (必要な設備が設けられていないが、やむを得ない事情があると認められる場合)	C B
	○	○	○	目的に沿った仕様になっているか。【目視】	同上	同上	施設内の各設備は原則としてその施設の専用とすること。 同上 (専用にしていない設備があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	C B
	○	○		【養護・特養】 施設設備等について、届出がなされずに変更されている箇所はないか。	老福法第15条の2 老福法施行規則第4条	実地、聞き取りにより無届の設備用途の変更等の有無を確認 【施設設備等】 ① 施設の名称及び所在地 ② 建物の規模及び構造並びに設備の概要 ③ 施設の運営の方針	施設設備等を変更する場合は、あらかじめ届出を行うこと。 (変更していた箇所が、最低基準に定めのある設備であった場合) 同上 (変更していた箇所が、最低基準に定めのある設備ではなかった場合)	C B
		○		【軽費】 施設設備等の変更について、1か月以内に届出がなされているか(第一種社会福祉事業)。	社福法第63条	実地、聞き取りにより無届の設備用途の変更等の有無を確認。 【施設設備等】 ① 施設の名称及び種類 ② 設置者の氏名又は名称、住所、経歴 及び資産状況 ③ 条例、定款その他の基本約款 ④ 建物その他の設備の規模及び構造 ⑤ 事業開始の予定年月日 ⑥ 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 ⑦ 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	施設設備等を変更した場合は、1か月以内に届出を行うこと。 同上 (変更していた箇所が、最低基準に定めのある設備ではなかった場合)	C B
	○	○	○	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか。	養護基準第8条 養護施行通知第1-7-(1) 特養基準第8条 特養施行通知第1-7-(1) 軽費基準第8条 軽費施行通知第1-7-(1) H28年老総発0909第1号 老人福祉施設指導監査指針	関係書類、聞き取りにより状況を確認 【参考関係書類】 ・非常災害時の対応計画(管轄消防署へ届け出た消防計画(風水害、地震対策含む)又はこれに準ずる計画) ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録実施状況が分かるもの ・通報、連絡体制が分かるもの	非常災害に関する具体的計画(風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てること。 (計画が全く策定されていない場合) 同上 (風水害、地震等の災害に対処するための計画が策定されているが、項目の不足等、内容が不十分である場合)	C B
	○	○	○	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。	同上	H28年老総発0909第1号 【計画に必要な事項の例】 □立地条件(地形等) □災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) □災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) □避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) □避難場所(市が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)	非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。 (連絡体制を整備していない場合) 同上 (連絡体制を整備しているが、職員への周知が不十分である場合又は日頃から消防団や地域住民との連携を図っていない場合)	C B
非常災害対策 【重点監査項目】	○	○	○	避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか。	同上	□災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) □避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) □避難場所(市が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 (避難訓練を行っていない場合) 同上 (避難訓練を実施しているが、風水害を想定した避難訓練を行っていない等内容が不十分である場合)	C B
	○	○	○	非常食等、非常災害時に活用できる物資(3日分程度の食料・飲料水)が備蓄されているか。	広島市地域防災計画(震災対策編)第2章第14節第8 養護老人ホーム設備等基準条例第2条、第3条 軽費老人ホーム設備等基準条例第2条	□避難経路(避難場所までのルート(複数、所要時間等)) 等)等) □災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) □関係機関との連携体制等 ※単独の計画である必要はない。	非常食等、非常災害時に活用できる物資を備蓄すること。 (理由もなく非常食が全く備蓄されていない場合) 同上 (非常食が備蓄されているが、保存の期限が切れている等、備蓄しているとは認められない場合) 同上 (非常食が備蓄されているが、施設定員数に比して明らかに備蓄量が不足している等、備蓄が不十分である場合)	C B A

主 眼 項 目	養 特 軽			着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
記録	○	○	○	入所者の処遇(入所者の処遇に関する計画、具体的な処遇の内容、その他必要な事項)を記録し、保存しているか。	養護基準第9条 特養基準第9条 軽費基準第9条 老人福祉施設指導監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・サービス提供記録 ・処遇に関する記録 ・モニタリングの結果が分かるもの	入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から二年間保存すること。 ----- 同上 (具体的なサービスの内容が記載されていない事例がある場合)	C ----- B
入退所	○	○	○	入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	養護基準第14条 特養基準第13条 軽費基準第14条 老人福祉施設指導監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・アセスメントの結果が分かるもの ・モニタリングの結果が分かるもの ・施設サービス計画 ・入所検討委員会会議録	入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。 (入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に全く努めていない場合)	C
							同上 (入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているが、一部のみ把握している等、把握が不十分な事例がある場合)	B
							同上 (入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握が不十分な事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	A
		○		【特養】 入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員等)で定期的に協議・検討しているか。			入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員等)で定期的に協議・検討を実施すること。 (多職種による定期的な協議・検討が全く行われていない場合)	C
							同上 (多職種による定期的な協議・検討が一部行われていない事例がある、または定期的な協議・検討が行われているが時期及び検討方法が不十分である(多職種で検討されていない場合も含む。)等適切に協議・検討していないと認められる場合)	B
処遇に関する計画	○	○		【養護・特養】 入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか。	養護基準第15条 特養基準第14条 老人福祉施設指導監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・処遇に関する(施設サービス)計画 (入所者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・サービス提供記録 ・処遇に関する記録	入所者の心身の状況、希望等を勘案し、その者の処遇に関する計画を作成すること。	C
							同上 (入所者の心身の状況、希望等を勘案していない事例がある場合)	B
							同上 (入所者の心身の状況、希望等を勘案していない事例があるがやむを得ない事情があると認められる場合)	A
	○	○		【養護・特養】 当該計画に際し、本人や家族に説明し、同意を得ているか。			処遇に関する計画について本人や家族に説明し、同意を得ること。 (処遇に関する計画について本人や家族に説明が全く行われていない場合)	C
							同上 (処遇に関する計画について本人や家族に説明を行っていない、または同意を得ていない事例がある場合)	B
							同上 (処遇に関する計画について本人や家族に説明していない、または同意を得ていない事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	A
	○	○		【養護・特養】 達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が立てられているか。			入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行うこと。	C
							同上 (達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が策定されていない事例がある場合)	B

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
処遇方針 (身体的拘束) 【重点監査項目】	○	○	○	生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか。 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか。	養護基準第16条 養護施行通知第5-3 特養基準第15条、第36条 特養施行通知第4-3 軽費基準第17条 軽費施行通知第5-4 H13年老発第155号 老人福祉施設指導監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果が分かるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果が分かるもの	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないこと。 (緊急やむを得ない場合ではないにもかかわらず、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っている場合)	C
							同上 (一部緊急やむを得ない場合と認められない場合にも身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っている場合)	B
	○	○	○	身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。			身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	C
							同上 (記録の内容が不十分である場合)	B
処遇方針 (身体的拘束)	○	○	○	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか。			身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (委員会を開催していない場合)	C
							同上 (委員会を開催しているが、3月に1回以上開催していない若しくは所定の委員が出席していない等適切に開催しているとは認められない場合又は結果を職員に周知していない場合)	B
	○	○	○	身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。			身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	C
							同上 (指針を整備しているが、項目の不足等内容が不十分である場合)	B
	○	○	○	職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか(年2回以上及び新規採用時)。			身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。 (全く実施していない場合)	C
							同上 (研修を実施しているが、新規採用時の研修が行われていない等実施状況が不十分である場合)	B
	○	○	○	緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を運営規程で定めているか。	養護老人ホーム設備等基準条例第2条、第3条 軽費老人ホーム設備等基準条例第2条	運営規程により確認	緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を運営規程で定めること。	C
							同上 (緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を定めているが、運営規程に記載していない場合。)	B
介護 (入浴関係)	○	○		【養護・特養】 入浴回数は適正か(1週間に2回以上)。	養護基準第18条 特養基準第16条、第37条、第57条、第62条 老人福祉施設指導監査指針	関係書類により確認 【参考関係書類】 ・サービス提供記録	1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきすること。	C
							同上 (体調不良等により入浴が困難な者について清拭の実施を検討していない又は代替日を設けていない等実施状況が不十分な場合)	B
							同上 (実施されているが、入浴記録の記入漏れがある場合)	A
		○		【軽費】 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めているか。			入所者の清潔の保持に努めること。 (適切な方法が全く実施されていない場合)	C
					軽費基準第19条	関係書類により確認	同上 (入浴の機会を提供しているが、2日に1回未満である等実施状況が不十分である場合)	B

主 眼 項 目				着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分	
項 目	養	特	軽						
介護 (褥瘡対策)		○		【特養】 褥瘡予防体制は整備されているか。	特養基準第16条、第37条、第57条、第62条 特養施行通知第4-4 老人福祉施設指導監査指針	聞き取り、関係書類により確認 【参考関係書類】 ・サービス提供記録 ・入所時の健康診断結果	褥瘡の発生を予防するための体制を整備すること。 (指針を整備していない等、褥瘡の発生を予防するための体制が整備されていない場合)	C	
							同上 (指針を整備しているが、書面化されていない等、関係職員への周知が不十分である場合)	B	
							同上 (指針を整備しているが、項目の不足等、内容が不十分である場合)	A	
入所者の入院期間中の取扱い		○		【特養】 おおむね3月以内に退院することが明らかに 見込まれるときに適切な便宜を供与しているか。	特養基準第22条 老人福祉施設指導監査指針	聞き取り、関係書類により確認 【参考関係書類】 ・サービス提供記録	入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに 見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与すること。 (入院の必要が生じた入所者に係る便宜が全く図られていない場合)	C	
							同上 (入院の必要が生じた入所者に係る便宜の供与が不十分な事例がある場合)	B	
							同上 (入院の必要が生じた入所者に係る便宜の供与が不十分な事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	A	
緊急時における 対応方法		○		【特養】 配置医師等との連携方法その他の緊急時における対応方法が定められているか。	特養基準第7条 特養基準第22条の2 特養施行通知第4-9 老人福祉施設指導監査指針	事前提出資料、運営規程、聞き取りにより確認 【参考関係書類】 ・緊急時等における対応方法を定めたもの	緊急時等における対応方法を定めること。 (緊急時等における対応方法を定めていない場合)	C	
							同上 (緊急時等における対応方法を定めているが、内容が不十分である場合)	B	
		○		【特養】 当該方法は年1回以上見直されているか。			同上 (緊急時等における対応方法は定められているが、緊急事態が発生した場合に配置医師との連携がとれていない事例があるなど、実施が不十分であると認められる場合)	A	
							配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて当該対応方法を変更すること。	C	
							同上 (急変対応事例の振り返りを行う等の見直しの検討又は協力医療機関との急変対応の確認を行っていないが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B	
勤務体制の確保等		○		【特養】 サービス提供は施設の職員によって行われているか。 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか。	特養基準第24条、第40条 老人福祉施設指導監査指針	実地、聞き取りにより確認 【参考関係書類】 ・職員の勤務体制及び勤務実績が分かるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・雇用の形態(常勤・非常勤)が分かるもの ・研修の計画及び実績がわかるもの ・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針	サービス提供は施設の職員が行うこと。 (サービス提供が施設の職員によって行われていない場合)	C	
							同上 (サービス提供が施設の職員によって行われていない事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B	
		○	○	○	認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		養護基準第23条 特養基準第24条、第40条 軽費基準第24条 老人福祉施設指導監査指針	直接処遇職員のうち、資格を有する者等を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。	C
								同上 (認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない者がいる等、講じるべき措置が不十分であると認められる場合)	B
								職員のハラスメント対策の方針を明確化し、具体的な取り組みを行うこと。 同上 (職員のハラスメント対策の方針は明確化されているが、具体的な取り組みが全く行われていない場合)	C B

主 眼 項 目	養 特 軽			着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分	
業務継続計画の策定等	○	○	○	感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか。	養護基準第23条の2 特養基準第24条の2 軽費基準第24条の2 老人福祉施設指導監査指針	聞き取り、関係書類により確認 【参考関係書類】 ・業務継続計画 ・研修の計画及び実績が分かるもの ・訓練の計画及び実績が分かるもの	業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。	C	
		○	○	職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか(研修は年2回以上及び新規採用時、訓練は年2回以上)。			同上 (業務継続計画を策定しているが、項目の不足等、内容が不十分である場合)	B	
		○	○	定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか。			職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。	C	
							※他の研修(訓練)と一体的な実施が可能	同上 (研修を実施しているが、新規採用時の研修が行われていない等実施状況が不十分である場合)	B
							BCP研修 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修	—	同上 (他の研修(訓練)と一体的に実施しているが、一体として実施したことが記録されていない場合)
衛生管理等	○	○	○	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催しているか。	養護基準第24条 特養基準第26条 軽費基準第26条 老人福祉施設指導監査指針	事前提出資料、関係資料、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果が分かるもの ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況及び結果が分かるもの	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。	B	
		○	○	感染症対策及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。			同上 (連絡体制や備蓄品の状況等について、最新の状況に変更されていない等、計画の変更が不十分である場合)	A	
		○	○	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を行っているか(研修は年2回以上及び新規採用時、訓練は年2回以上)。			感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (委員会を開催していない場合)	C	
							同上 (委員会を開催しているが、おおむね3月に1回以上開催していない若しくは所定の委員が出席していない等適切に開催しているとは認められない場合又は結果を職員に周知していない場合)	B	
		○	○				感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	同上 (指針を整備しているが、項目の不足等内容が不十分である場合)	B
苦情処理	○	○	○	苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか。	養護基準第9条、第27条 特養基準第9条、第29条 軽費基準第9条、第31条 老人福祉施設指導監査指針	聞き取り、苦情記録等により確認 【参考関係書類】 ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 【必要な措置】 □施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口の決定 □施設内における苦情解決の手続きの明確化 □苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続の入所者及び施設職員等に対する周知等	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。 (全く実施していない場合)	C	
							同上 (研修及び訓練を実施しているが、新規採用時の研修が行われていない等実施状況が不十分である場合)	B	
		○	○	苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか。			同上 (対応に不十分な点があるが、職員の異動等による一時的な担当者の欠如等、やむを得ない事情が認められる場合)	A	
		○	○				苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。	C	

主 眼 項 目	養 特 軽			着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
							同上 (実施状況が不十分である場合。)	B
事故発生の防止 及び発生時の対応	○	○	○	事故発生の防止のための指針を整備しているか。	養護基準第29条 特養基準第31条 軽費基準第33条 老人福祉施設指導監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・事故発生の防止のための指針 ・市町村、入所者家族等への連絡状況が分かるもの ・事故に際して採った措置の記録 ・損害賠償の実施状況が分かるもの ・事故発生の防止のための委員会の開催状況及び結果が分かるもの ・研修の計画及び実績が分かるもの ・担当者を置いていることが分かるもの	事故発生の防止のための指針を整備すること。	C
							同上 (指針を整備しているが、項目の不足等、内容が不十分である場合)	B
	○	○	○	市町村、入所者家族等に報告しているか。			事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に報告すること。	C
							同上 (市町村、家族等に報告しているが、市への報告漏れ等不十分な事例がある場合)	B
	○	○	○	事故状況、事故に際して採った措置が記録されているか。			事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。	C
							同上 (記録されているが、記録漏れ等不十分な事例がある場合)	B
	○	○	○	損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか。			損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。	C
							同上 (損害賠償を行っていない事例があるが、事案に係争中である等やむを得ないと認められる場合)	B
	○	○	○	事故発生の防止のための委員会を定期的に開催しているか。			事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。 (委員会が開催されていない場合)	C
							同上 (委員会は設置されているが、指針に定めた頻度で開催されていない又は所定の委員が出席していない等適切に開催しているとは認められない場合)	B
	○	○	○	事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行っているか(年2回以上及び新規採用時)。			事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行うこと。 (全く実施していない場合)	C
							同上 (研修を行っているが、新規採用時の研修が行われていない等、実施状況が不十分である場合)	B
	○	○	○	上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。			事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	C
							同上 (担当者は置かれているが、事故発生防止への取組が不十分である場合)	B

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
虐待の防止 【重点監査項目】	○	○	○	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員へ周知しているか。	養護基準第30条 特養基準第31条の2 軽費基準第33条の2 老人福祉施設指導監査指針	事前提出資料、関係資料、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果が分かるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の計画及び実績が分かるもの ・担当者を置いていることが分かるもの	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	C
	○	○	○	虐待の防止のための指針を整備しているか。			同上 (委員会は開催されているが、指針に定めた頻度で開催されていない又は所定の委員が出席していない等適切に開催しているとは認められない場合)	B
	○	○	○	虐待の防止のための指針を整備しているか。			虐待の防止のための指針を整備すること。	C
	○	○	○	虐待の防止のための研修を定期的に行っているか(年2回以上及び新規採用時)。			同上 (指針を整備しているが、項目の不足等内容が不十分である場合)	B
	○	○	○	虐待の防止のための研修を定期的に行っているか(年2回以上及び新規採用時)。			虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。	C
	○	○	○	上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。			同上 (研修を実施しているが、新規採用時の研修が行われていない等実施状況が不十分である場合)	B
介護現場の生産性の向上	○	○	○	上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	特養基準第31条の3 老人福祉施設指導監査指針	事前提出資料、関係資料、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・生産性向上のための委員会の開催状況が分かるもの	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	C
	○	○	○	上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。			同上 (担当者は置かれているが、虐待防止の取組が不十分である場合)	B
利用料	○	○	○	【特養】 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。 ※他の委員会と一体的に開催して差し支えない ※令和9年3月31日までの間は努力義務	特養基準第31条の3 老人福祉施設指導監査指針	事前提出資料、関係資料、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・生産性向上のための委員会の開催状況が分かるもの	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。	(C)
	○	○	○	【軽費】 1人1箇月当たりの利用料は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等に基づき、都道府県知事が定める額等以下であること。			同上 委員会は開催されているが、指針に定めた頻度で開催されていない又は所定の委員が出席していない等適切に開催しているとは認められない場合)	(B)
利用料	○	○	○	【軽費】 1人1箇月当たりの利用料は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等に基づき、都道府県知事が定める額等以下であること。	軽費基準第16条 軽費施行通知第5-3、第7-4 H20年老発第0530003号	関係書類、聞き取りにより確認	利用料は適切に算定すること。 (収入及び必要経費の認定が不適切で、利用料の額に変更になる事例がある場合)	C
	○	○	○	【軽費】 1人1箇月当たりの利用料は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等に基づき、都道府県知事が定める額等以下であること。			同上 (利用料の額に変更はないが、収入及び必要経費の認定が不適切な事例がある場合)	B
掲示	○	○	○	【軽費】 運営規程の概要等サービスの選択に資する重要事項を施設の見やすい場所に掲示し、原則としてウェブサイトにも掲載すること。 ※令和7年3月31日までの間は努力義務	軽費基準第28条	実地確認	施設の見やすい場所に、運営規程の概要等サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、ウェブサイトにも掲載すること。	C
	○	○	○	【軽費】 運営規程の概要等サービスの選択に資する重要事項を施設の見やすい場所に掲示し、原則としてウェブサイトにも掲載すること。 ※令和7年3月31日までの間は努力義務			同上 (実施状況が不十分と認められる場合)	B
代行手続	○	○	○	入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理を適切に行うために必要な事項に関する規定を定めているか。	養護老人ホーム設備等 基準条例第2条、第3条 軽費老人ホーム設備等 基準条例第2条	関係書類、聞き取りにより確認	入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理を適切に行うために必要な事項に関する規定を定めること。	C